

平成 24 年 8 月 23 日（木）

<環境省同時発表>

「ヒートアイランド対策大綱中間とりまとめ案」に対するパブリックコメントの結果
及び「ヒートアイランド対策大綱中間とりまとめ」の取りまとめについて

政府においては、ヒートアイランド対策関係府省連絡会議において平成 16 年にヒートアイランド対策大綱を策定し、関係府省が連携し、ヒートアイランド対策を推進してきたところです。

先般、ヒートアイランド対策推進会議において、「ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間とりまとめ案」として同大綱の改定案を作成し、本案の最終的な取りまとめの参考とするため、広く国民の皆様から御意見を募集するパブリックコメントを平成 24 年 6 月 1 日（金）から平成 24 年 6 月 30 日（土）まで実施しました。

今般、パブリックコメント等を踏まえた、「ヒートアイランド対策大綱中間とりまとめ」として取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 概要

政府においては、ヒートアイランド対策関係府省連絡会議において平成 16 年にヒートアイランド対策大綱を策定し、関係府省が連携し、ヒートアイランド対策を推進しています。しかし、近年の都市の熱環境の悪化を鑑みると、従来の取組を効果的に推進するだけでなく、ヒートアイランド現象の影響軽減について取り組むことも課題となっています。

このため、国土交通省、環境省が事務局となり、ヒートアイランド対策推進会議において、現在のヒートアイランド対策大綱の改定を行っているところであり、平成 24 年 5 月、「ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間とりまとめ案」として整理いたしました。

さらに、本案の最終的な取りまとめの参考とするため、広く国民の皆様から御意見を募集するパブリックコメントを、平成 24 年 6 月 1 日（金）から平成 24 年 6 月 30 日（土）までの間実施しました。また、併せて有識者、地方公共団体へのヒアリングを実施しました。

今般、これらの幅広い意見を踏まえ、「ヒートアイランド対策大綱中間とりまとめ」を取りまとめましたので、ご報告いたします。

当面、関係府省は本中間とりまとめに基づき、ヒートアイランド対策を推進するとともに、今後更なる検討を行った後に、最終的な改訂ヒートアイランド対策大綱をとりまとめる予定です。

2. パブリックコメントの意見概要及び対応

パブリックコメントによる意見提出は総計 20 件。（別紙 1 参照）

3. ヒートアイランド対策大綱中間とりまとめ

パブリックコメント等を踏まえたヒートアイランド対策大綱中間とりまとめ。（別紙2参照）

4. その他

今後、さらなる検討を行った後、ヒートアイランド対策推進会議を開催し、最終的な改訂ヒートアイランド対策大綱をとりまとめ予定。

お問い合わせ先

代 表：03-5253-8111

直 通：03-5253-8262

F A X：03-5253-1550

総合政策局環境政策課

福本、安藤（内線 24331、24332）